

京都支部における会費徴収スケジュール

京都支部における会費徴収スケジュールは、次のとおりです。

2.3 会費徴収スケジュールについて

- ・ 会計年度（7月始）が開始する前々月の5月上旬に請求書を送付する。
- ・ 納入期日は会計年度が開始する前月の6月下旬とする。
- ・ 会計年度開始1ヶ月後より督促対象とし、8月上旬以降3ヶ月毎に督促状を送付する。10ヶ月後の4月下旬までに会費の納入がなければ、5月上旬に督促付き請求書を送付する。22ヶ月後の4月下旬までに会費の納入がなければ、5月上旬に警告状付き請求書を送付する。
- ・ 24ヶ月後の6月下旬までに会費の納入がなければ、会員資格を一時的に停止し、その旨を本人および本部へ通知するとともに、督促を継続する。
- ・ 6月下旬の納入期日までに退会の申し出があれば当年度会費の支払義務は発生しないものとする。しかし6月下旬の納入期日までに退会の申し出がなければ当年度会費の支払義務が発生するものとする。

会員への年度毎の退会期日通知のあり方については、今後検討する。

2006年度第7回大図研京都支部委員会議事録（2007年1月29日開催）より

7月				会員資格一時停止
8月		督促状送付	督促状送付	
9月				
10月				
11月		督促状送付	督促状送付	
12月				
1月				
2月		督促状送付	督促状送付	
3月				
4月				
5月	請求書送付	督促付き請求書	警告状付き請求書	
6月	納入期日	納入期日	納入期日	

表：京都支部における会費徴収スケジュール